

東かがわ市告示第58号

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

### 東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、利用者の減少及び担い手不足等に起因する経営環境の悪化に直面している東かがわ市内（以下「市内」という。）の一般乗用旅客自動車運送事業者の経営改善、利用促進及び担い手の確保等に要する経費に対して予算の範囲内で東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受け、同法3条第1号ハに定める事業を営む者のうち、業務の範囲を限定する条件が付されていない者をいう。
- (2) 「福祉輸送限定事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた者のうち、同法に基づく許可書において「業務の範囲を福祉輸送（要介護者、身体障害者等の運送）に限定する」旨の条件を付された者をいう。

#### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送限定事業者を含む。）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 事業実態が確認できない者（直近1年以内に当該事業による営業収益を得ていない者、又は休止中若しくは廃止の届出がなされている者を含む。）
- (4) 市税を滞納している者
- (5) その他市長が補助金の交付対象として不相当と認める者

(補助対象経事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等及び補助金の上限額（以下「補助上限額」という。）は、一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては別表第1、福祉輸送限定事業者にあつては別表第2のとおりとする。

(補助の要件)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、第3条に規定する補助対象事業者のうち、交付申請日時点で次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 直近1期分以上の法人市民税の申告実績があること。
- (3) 交付申請時及び実績報告時に事業を休止し、又は廃止していないこと。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては別表第1、福祉輸送限定事業者にあつては別表第2に定める補助対象経費（消費税、地方消費税及び国、県その他の団体から交付を受けた補助金その他これらに類するものの額を控除した額）に補助率を乗じた額（補助率が定額である場合は、当該定額に補助対象となる車両の数を乗じて得た額）又は補助上限額のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付申請書（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては様式第1号、福祉輸送事業限定事業者にあつては様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助申請額計算書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 誓約書兼同意書
- (5) 前年度の法人市民税の確定申告書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査

し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付決定を行い、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請の取下げができる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたものについて、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

（1）天災その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2）前号以外の理由により補助対象事業を遂行することができないとき。

2 補助対象事業者は、前項の規定によって損害を生じた場合であっても、市長に対して損害の賠償を請求することができない。ただし、市長が特に必要と認めた事項については、補助金を交付することがある。

（補助対象事業の内容の変更）

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的達成に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更であって補助金額の増額を伴わない場合

イ 補助金の額が交付決定額の20%以内の減額となる変更である場合

（2）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（交付決定の変更等の決定）

第12条 市長は、前条の規定による補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、補助対象事業者に対し市長の定める日時点の補助対象事業の遂行状況について、書面による報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収支決算書の根拠となる証拠書類
- (4) 交付申請年度の前年度の確定申告書（交付申請時から変更がある場合のみ）
- (5) 稼働車両の車検証の写し及び車両の写真（別表第1に定める経営改善事業を実施する場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、補正を求めることができる。

(額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金額確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条に規定する補助金の交付の決定の通知をした後において補助金の一部を概算により交付することができる。この場合、補助対象事業者は、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金概算交付請求書（様式第9

号)により、市長に補助金の概算交付を請求しなければならない。ただし、別表第1の経営改善に係る経費については、概算交付の対象外とする。

- 3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助対象事業者は、第14条に規定する額の確定通知書を受領したときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。この場合において、当該概算交付の金額が、第15条の規定により確定された補助金の額を超えるときは、市長は期限を定めてその超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 第21条に規定する承認を受けないで、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。
  - (4) 前3号のほか、補助対象事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項第3号の理由により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助金の交付の目的の達成度及び当該財産の残存耐用年数を勘案して決定するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(延滞金)

- 第20条 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象事業者の書面による申請に基づき、前項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産の処分制限)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するときは、補助対象事業による取得等に係る財

産処分承認を書面により申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に不要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの
- (2) その他補助金の交付を達成するため特に必要があると認め市長が指定する財産

2 前項の規定は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したときは、適用しない。

#### (立入検査等)

第22条 市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求め、職員に書類等の検査をさせ、又は職員にその事務所又は事業所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

#### (書類の整備)

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該書類を引き継がなければならない。

#### (補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する手続等については、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号）の例による。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(東かがわ市第二種運転免許取得費補助金交付要綱の廃止)

2 東かがわ市第二種運転免許取得費補助金交付要綱（令和7年東かがわ市告示第46号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

一般乗用旅客自動車運送事業者の補助対象事業、補助対象経費、補助率等、補助上限額

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助上限額
経営改善	交付申請年度の前年度の営業損失 <sup>※1</sup> (営業外損失は含まない)	3分の2以内	100万円
	稼働している車両 <sup>※2</sup> の維持管理に要する経費	定額	1台につき10万円（1事業者につき100万円を限度とする。）
利用促進	利用促進又は利便性向上に係る経費 (消耗品費、印刷製本費、備品購入費、システム導入費、広告宣伝費、手数料、委託料、その他市長が特に必要と認める経費)	10分の10	50万円
担い手確保	人材確保又は人材育成に係る経費 (旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、研修費（第二種運転免許取得費 <sup>※3</sup> 含む）、出展料、委託料、使用料、その他市長が特に必要と認める経費)	10分の10	100万円

※1 営業損失とは、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除した額が負となる場合の当該不足額をいう。なお、営業損失は、消費税及び地方消費税を控除した上で、算出するものとする。

※2 稼働している車両とは、申請年度の12月末日時点で現に営業運行の用に供している事業用車両をいう。

※3 第二種運転免許取得費とは、第二種運転免許（普通、中型等は問わない）の取得に係る経費をいう。なお、第二種運転免許取得の日から、市内の一般乗用旅客自動車運送事業者で1年以上従事することが見込まれる者の第二種運転免許取得に係る経費に限る。

別表第2（第4条関係）

福祉輸送限定事業者の補助対象事業、補助対象経費、補助率等、補助上限額

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助 上限額
担い手確保	第二種運転免許取得費 <sup>※</sup> の取得にか かる経費	10分の10	50万円

※ 第二種運転免許取得費とは、第二種運転免許（普通、中型等は問わない）の取得に係る経費をいう。なお、第二種運転免許取得の日から、市内の一般乗用旅客自動車運送事業者で1年以上従事することが見込まれる者の第二種運転免許取得に係る経費に限る。

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付申請書

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業車種別 一般乗用旅客自動車運送事業
- 2 申請区分  経営改善  利用促進  担い手確保
- 3 交付申請額

補助対象事業	申請額
経営改善	円
利用促進	円
担い手確保	円
合 計	円

- 4 添付資料
  - (1) 補助申請額計算書（別紙1）
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) 事業計画書（別紙3-1、別紙3-2）
  - (4) 誓約書兼同意書（別紙4）
  - (5) 交付申請年度の前年度の法人市民税の確定申告書の写し
  - (6) 前年度の営業損益が分かる資料（区分1の経費を計上する場合のみ）
  - (7) その他市長が必要と認めるもの

## 別紙 1

## 補助申請額計算書

補助対象事業		補助対象 経費等※ <sup>1</sup> ①	補助率等 ②	補助額※ <sup>2</sup> ③ (①×②)	補助 上限額 ④	申請額 (③又は④の 低い額)
経営改善	営業 損失		3分の2	千円	1,000千円	千円
	稼働 車両	台	100千円	千円	1,000千円	千円
利用促進			10分の10	千円	500千円	千円
担い手確保			10分の10	千円	1,000千円	千円
合 計 額						円

※1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※2 千円未満の端数は切捨てること。

別紙2

収支予算書

1 収入の部

区 分	予算額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

事業名	予算額 (円)	摘 要
経 営 改 善		
利 用 促 進		
担 い 手 確 保		
計		

事業計画書（経営改善）

1 経営改善に向けた事業計画（具体的な経営改善策を記載）

--

2 事業収支計画

経費	前年度	今年度	増減
営業収入			
営業支出			
営業損益			

※事業収支計画については、必要事項が記載された任意様式の添付をもって代えることができる。

## 事業計画書（利用促進、担い手確保支援）

## 1 補助対象事業

事業名	<input type="checkbox"/> 利用促進 <input type="checkbox"/> 担い手確保
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施の内容 (事業の実施によって期待される効果を具体的に記載すること。)	

## 2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

※本欄の記載事項が網羅されている場合は、任意の別添資料をもって代えることができる。この場合、本欄には「別添資料のとおり」と記載すること。

別紙 4

誓約書兼同意書

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、市が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第 3 条各号に掲げる要件を全て満たしています。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - ④ ①から③に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- 3 市税の納付状況について、市が調査することに同意します。
- 4 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付申請書

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業者種別 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
- 2 申請区分 担い手確保（第二種運転免許取得にかかる経費のみ）
- 3 交付申請額

補助対象事業	申請額
担い手確保	円
合 計	円

4 添付資料

- (1) 補助申請額計算書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業計画書（別紙3）
- (4) 誓約書兼同意書（別紙4）
- (5) 交付申請年度の前年度の法人市民税の確定申告書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

別紙 1

補助申請額計算書

補助対象事業	補助対象 経費等 <sup>※1</sup> ①	補助率等 ②	補助額 <sup>※2</sup> ③ (①×②)	補助 上限額 ④	申請額 (③又は④の 低い額)
担い手確保		10 分の 10	千円	1,000 千円	千円
合 計 額					円

※1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※2 千円未満の端数は切捨てること。

別紙2

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

事業名	予 算 額 (円)	摘 要
担 手 確 保		
計		

## 事業計画書

## 1 補助対象事業

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施の内容 (事業の実施によって期待される効果を具体的に記載すること。)	

## 2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額 (税抜)	左のうち補助対象経費	
		金額 (税抜)	備考
合 計			

誓約書兼同意書

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、市が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第 2 条各号に掲げる要件を全て満たしています。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - ④ ①から③に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- 3 市税の納付状況について、市が調査することに同意します。
- 4 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- (内訳)
- ・ 経営改善 円
  - ・ 利用促進 円
  - ・ 担い手確保支 円

- 2 交付の条件

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定がありました標記補助対象事業の内容を次のとおり変更したいので、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第11条に基づき申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更の内容

3 補助金の額	変更交付申請額	金 _____ 円
	既交付決定額	金 _____ 円
	増減額	金 _____ 円

4 添付書類

事業変更に係る補助申請額計算書、事業計画書、収支予算書、その他事業変更の内容を説明する資料を添付すること。

様式第 5 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請、年 月 日付けで変更交付申請のあった標記の補助金については、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり変更して交付することを決定したので通知します。

記

- |           |   |       |   |
|-----------|---|-------|---|
| 1 既交付決定額  | 金 | _____ | 円 |
| 2 変更増減額   | 金 | _____ | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 金 | _____ | 円 |

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の（変更）交付決定通知のありました標記補助対象事業の実績について、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金要綱第14条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 収支決算書の根拠となる証拠書類
  - (4) 交付申請年度の前年度の確定申告書（交付申請時から変更がある場合のみ）
  - (5) 稼働車両の車検証の写し及び車両の写真（別表第1に定める経営改善事業を実施する場合のみ）
  - (6) その他市長が必要と認める書類

別紙1

事業報告書

1 補助対象事業

(経営改善)

※経営改善の申請をしている場合のみ記入

前年度の営業損失額 \_\_\_\_\_円

稼働車両台数 \_\_\_\_\_台

(利用促進・担い手確保)

事業名	<input type="checkbox"/> 利用促進 <input type="checkbox"/> 担い手確保
事業実施期間	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日
事業実施の内容 (事業の実施によってどのような効果があったのかを具体的に記載すること。)	

2 事業費

(単位：円)

積算内訳	金額 (税抜)	左のうち補助対象経費	
		金額 (税抜)	備考
合計			

※事業ごとに別葉とすること。

※本欄の記載事項が網羅されている場合は、任意の別添資料をもって代えることができる。この場合、本欄には「別添資料のとおり」と記載すること。

## 実績額計算書

補助対象事業		補助対象 経費等※ <sup>1</sup> ①	補助率等 ②	補助額※ <sup>2</sup> ③ (①×②)	補助 上限額 ④	申請額 (③又は④の 低い額)
経営改善	営業 損失		3分の2	千円	1,000千円	千円
	稼働 車両	台	100千円	千円	1,000千円	千円
利用促進			10分の10	千円	500千円	千円
担い手確保			10分の10	千円	1,000千円	千円
合 計 額						円

※1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※2 千円未満の端数は切捨てること。

別紙3

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

2 支出の部

(単位：円)

事業名	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

様式第7号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった上記の補助金については、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付請求書

年 月 日 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種別		口座番号	
(フリガナ) 名 義 人			

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金概算交付請求書

年 月 日 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり概算交付を請求します。

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種別		口座番号	
(フリガナ) 名 義 人			